

亀山市告示第47号

亀山市就労準備支援事業実施要綱を次のように定める。

令和6年3月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市就労準備支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第7条第1項の規定及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の7第1項の規定に基づき実施する亀山市就労準備支援事業（以下「就労準備支援事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 市は、自ら就労準備支援事業を実施するほか、生活困窮者自立支援法第7条第3項において準用する同法第5条第2項の規定により生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第9条に規定する者に、及び生活保護法第55条の7第2項の規定により生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第18条の12に規定する者に、それぞれ就労準備支援事業の事務の全部又は一部を委託するものとする。

(対象者)

第3条 就労準備支援事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 亀山市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（平成27年亀山市告示第133号）に規定する自立相談支援事業の受託者（以下「自立相談支援機関」という。）が、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者であって、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成から支援までを受けることが適当と認めたもののうち、次のいずれかの要件に該当する者とする。

ア 次のいずれにも該当する者

(ア) 就労準備支援事業の申請日（以下「申請日」という。）の属する月における

生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（以下「収入合算額」という。）が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に定める住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

（イ）申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額（以下「所有金融資産合計額」という。）が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

イ アに該当する者に準ずる者として、次のいずれかに該当する者

（ア）収入合算額又は所有金融資産合計額のうち、把握することが困難なものがある者

（イ）（ア）に該当しない者であつて、アの（ア）又は（イ）に該当するおそれがあるもの

（ウ）その他市長が必要と認める者

（2）就労意欲、生活能力及び稼働能力が低い等の就労に向けた課題を抱える生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であつて、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれるもののうち、就労準備支援事業への参加を希望する者

（事業の内容）

第4条 就労準備支援事業は、次の支援を行うものとする。

（1）対象者が抱える課題並びに支援の目標及び内容を記載した就労準備支援プログラム（以下「プログラム」という。）の作成及び見直し

（2）日常生活自立に関する支援

（3）社会自立に関する支援

（4）就労自立に関する支援

2 市が委託する就労準備支援事業の受託者（以下「受託者」という。）は、プログラムが亀山市支援会議設置要綱（令和2年亀山市告示第64号）に規定する亀山市支援会議（以下「支援会議」という。）において適正なものであるか確認した後に、前項

第2号から第4号までに掲げる支援を提供する。

(支援の期間)

第5条 支援の期間は、1年を超えない期間とする。ただし、就労準備支援事業の利用終了後も一般就労につながらなかった場合で、自立相談支援機関のアセスメント又は市の判断により、改めて就労準備支援事業を利用することが適当と判断したときは、就労準備支援事業の再利用を可能とする。

(配置職員)

第6条 受託者は、就労準備支援事業を推進するため、就労準備支援員を置くものとする。

2 就労準備支援員は、厚生労働省が実施する就労準備支援事業従事者養成研修を受講し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者

(2) 就労支援事業（生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成27年7月27日付け社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）別紙生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱に規定する被保護者就労支援事業をいう。）に従事している者又は従事していた者

(3) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者

(4) その他前各号に掲げる者と同等の能力を有すると認められる者

(台帳の作成等)

第7条 受託者は、対象者ごとに支援台帳を作成し、管理するものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 受託者は、関係機関と支援を図るために必要な個人情報を共有する場合は、本人から同意を得るほか、支援会議を活用するなどその取扱いについて適正な手続を行わなければならない。

(その他)

第9条 就労準備支援事業の実施については、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（平成27年3月27日付け社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知）」、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成27年3月6日付け社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添2就労準備支援事業の手引き）、「被保護者就労準備支援事業（一般事業

分)の実施について」(平成27年4月9日付け社援保発0409第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)その他の関連通知を参照するものとする。

2 この告示に定めるもののほか、就労準備支援事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。